

令和2年3月16日

各指定障がい児入所施設 管理者様  
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
運営指導課長

### 新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業の 期間延長を受けた対応及び依頼について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、令和2年3月12日付けで大阪市教育委員会（他関連部局連名）より、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を令和2年3月24日まで再延長するとの通知を受け、令和2年2月28日付けで発出いたしました「新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた対応及び依頼について」（以下「一斉臨時休業の対応通知」という）の適用期間を令和2年3月24日まで延長することをお知らせします。

また、大阪市立の高等学校及び大阪府立の高等学校につきましては、令和2年3月16日より春休みとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症防止に係る学校の春休み期間中の取扱いについて、追って厚生労働省から通知される予定であり、混乱を避けるため、やむを得ず一斉臨時休業の対応通知の取扱いを継続いたします。

併せて今回の臨時的な一斉休校により、平常時の利用状況や開所状況とは異なる状況が生じておりますので、令和2年3月16日時点の今後の開所予定状況等について情報提供をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 一斉臨時休業の対応通知の適用期間について

各自治体の教育委員会が定めた一斉臨時休業の期間は一斉臨時休業の対応通知の取扱いを適用します。尚、大阪市立の幼稚園・小学校・中学校は3月23日と3月24日を臨時登校日としておりますが、出欠を問うものではないため、休日単価で算定してください。

また、令和2年3月16日から春休みとなる大阪市立の高等学校、大阪府立の高等学校につきましては、厚生労働省から春休み期間中の取扱いが通知されるまでの間、混乱を避けるため、やむを得ず3月16日以降も引き続き一斉臨時休業の対応通知の取扱いを適用します。

大阪市立外の幼稚園・小学校・中学校、大阪府立以外の臨時休業期間は各市町村の教育委員会等にお問い合わせください。

尚、春休み期間中の取扱及び一斉臨時休業の対応通知の取扱期間の終期については、厚生労働省に確認中です。厚生労働省からの通知があり次第、改めて通知させていただきます。

## 2 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

放課後等デイサービスにつきましては、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とするとしておりますが、この場合も通常の利用者負担が発生することについて保護者に説明し、了解を得ていただきますようお願いいたします。

## 3 支給量の変更の届出について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所におきましては、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉休業を受け、受給者証の支給決定日以上の日数の利用が必要となった場合は、該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに別添1の「新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業による臨時的な支給量の届出」を提出していただくことをもって、令和2年3月1日～令和2年3月31日の支給量を「31日」とさせていただきます。保護者等と相談の上、以下の期日までに提出いただきますようお願いいたします。期日を過ぎて提出された場合の支給量の変更は認められませんので、ご注意ください。

### 届出提出期限：令和2年3月31日（火）

なお、障がい児通所給付受給者証の交付は行いませんので、複数の事業所をご利用の場合は、事業所間で利用日等を調整し、連携していただきますようお願いいたします。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受け、一時的に利用契約内容が変更となった場合も、契約内容（通所受給者証記載事項）報告書を該当児童の支給決定を行っている区保健福祉センターに提出していただきますようお願いいたします。

本取扱により国保連請求を行った場合、「警告」となりますが、個別審査により対応いたしますので、ご了承ください。

## 4 開所予定状況の調査について

今回の新型コロナウイルス感染症対策等で、自主的に休業した事業所をご利用されている保護者等から、一時的に別の事業所を利用したいとの希望がでております。

つきましては、円滑にサービスを利用していただけるよう、市内各指定障がい児通所事業所の開所状況及び空き状況について、障がい児相談支援事業所、市内各指定障がい児通所事業所、区保健福祉センター、必要に応じて教育委員会、学校長に情報提供を行いますので、添付の「令和2年3月中の開所等状況（令和2年3月16日時点）」をご記入の上、大阪市福

祉局障がい者施策部障がい支援課 ([kenkoh@city.osaka.lg.jp](mailto:kenkoh@city.osaka.lg.jp)) に令和2年3月17日(火)までに返信していただきますようお願いいたします。

## 5 添付

添付 令和2年3月中の開所等状況(令和2年3月16日時点)

## 6 参考資料

- ・【大阪市教育委員会他関係部局連名】新型コロナウイルス感染症への対応(3月23日以降)について(お知らせ)
- ・【大阪府教育振興室長】新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)

## 7 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ(大阪市福祉局障がい者施策部)

※事務連絡(新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた対応及び依頼について)掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

### 【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

(給付に関すること)

障がい支援課 Tel : 06-6208-7986 Fax : 06-6202-6962

(人員配置・届出に関すること)

運営指導課 Tel : 06-6241-6520 Fax : 06-6241-6608